

6

1 桑田、山本の各名は、会社に吉木社長と顧問として

2 議文と、中央委員会に決定せる要求案を提出して

同時に十名の筆名を提出し、中央委員会に於

ける決議文を吉木社長に同、上提出して

会社の要求拒絶

筆名同例は三日午後四時六時麻葉とあり其の

4 接合社の回答に接する予定であつたが、会社側は

5 折二日午後二時頃如先年七折して回答するべく申送

6 ったが、藤田、期日に至らぬ理由として懸せ

7 ず、清水運輸課長自ら筆名同を顧問の上回答書を